# ミャンマー/シンガポール 最新事情調査団

# く参加のご案内>

調査期間: 2012年11月25日(日)~11月29日(木)<5日間>

企画主催:BMB研究会

事務局:㈱ビジネスインテリジェンスネットワーク

旅行企画・実施:近畿日本ツーリスト㈱ 第6営業支店

# 企画主旨

長年の鎖国状態から一転、民主化と経済開放路線へと踏み出したミャンマー、豊富な天然 資源、6000万人の潜在的な消費市場、低廉で勤勉な労働力等々、アジア最後のフロンティア として世界の注目が集まっています。BMB研究会ではこの機を捉え、ミャンマーの事情を 実地調査し、今後のビジネスの可能性を探ると同時に、近年大きな開発の進むシンガポール のウォーターフロント地区の調査を加えます。デベロッパー、建設・不動産関係の皆さんか らオフショア開発を目指すICT企業など多くの皆様のご参加を期待いたします。

# 視察候補先概要

<ミャンマー>

1、日本貿易振興機構 (JETRO) ジェトロヤンゴン事務所

ジェトロと国家計画経済開発省投資企業管理局(DICA)との間では

本年1月に覚書を締結し、ミャンマーの経済開発・産業発展支援のためのジェトロの協力パッケージがお打ち出された。

ビジネス・サポートセンター (BSC) 新設

ミャンマー投資セミナー開催と投資ミッション派遣

日本企業、日・ミャンマー合弁企業用の工業団地開発を支援

産業人材育成のための専門家派遣

今回の訪問ではミャンマーの投資環境や経済特区・工業団地等の最新情報を聞くほか

工業団地等の視察を含めます。

# 2 Myanmar DCR

ミャンマーにいち早く全額出資小会社を設立した(2008年7月)第一コンピュータリソース社(本社:名古屋)を訪問し、ミャンマーにおけるIT系企業のオフショア開発のメリットなど生の声を聞かせていただく予定。

<シンガポール>

3、スカイパークプロジェクト Marina Bay Sands 新たなシンガポールのランドマークとなったMarina Bay Sands視察調査を行います。マリーナ・ベイ・サンズの事業投資額は55億米ドル(約5,030億円)で、同社にとり単独の事業では最大の投資。スカイパークは55階建ての3つのホテル棟をまたがる、地上190メートルの舟形構造の巨大空中庭園。幅40メートル、長さ360メートルで、工事は日本のJFEエンジニアリングと地元ヨンナムの共同企業体が受注した。

広大な2フロアにまたがるカジノフロア。ゲームエリアの広さは15,000平方メートル

4. シンガポール都市再開発庁(URA)/CityGallery等を訪問し、再開発の現状を把握する。

その他

# 日 程 表

日次	月日曜	発着地/滞在地	発着時刻	交通機関	摘  要	食事
1	平成 24 年 11 月 <b>25</b> 日 (日)	東京 (羽田) 発 シンガポール着 シンガポール発	0:30 06:50 09:10	SQ633 8M6231	空路、シンガポール乗り継ぎヤンゴンへ	機内
		ヤンゴン着	10:40	専用車	着後、市内視察 <ヤンゴン泊>	昼 ○ 夕:○
2	11月26日(月)	ヤンゴン滞在	朝 終日	専用車	ホテルにて朝食 企業訪問 (JETRO ヤンゴン事務所、MDCR 等)	朝:〇
					(OLINO (プロプチャタ/)( MDON (サ) (インゴン泊>	タ:×
3	11月27日 (火)		朝朝	専用車	ホテルにて朝食 ホテル発	朝:〇
		ヤ ン ゴ ン 発 シンガポール着	10:10 14:45	MI511	空路シンガポールへ 着後 ホテルへ	機内
					<シンガポール泊>	夜:×
4	11月28日 (水)	シンガポール滞在	朝 終日	専用車	ホテルにて朝食 企業訪問 (Marina Bay Sands 、シンガポール都市再開発	朝:○
		シンガポール発	21:50	SQ636	庁(URA) 他)	昼:○
			21.90	Dagooo	空路 帰国の途へ <機中泊>	9.0
5	11月29日 (木)	羽 田 着	05:20		入国通関手続き後、解散	

(注)発着時刻および交通機関は変更になることがあります。

●時間帯の目安:早朝= $4:00\sim6:00$  朝= $6:00\sim8:00$  午前= $8:00\sim12:00$  午後= $12:00\sim16:00$  夕刻= $16:00\sim18:00$  夜= $18:00\sim23:00$  深夜= $23:00\sim4:00$  終日= $09:00\sim17:00$ 

■利用予定日本発着航空会社 SQ=シンガポール航空 8M=ミャンマー航空 MI=シルクエア

■旅行代金:470,000円

■申込締切日:2012年10月19日(金)

# 集要項・ご旅行条件書

■旅行期間:2012年11月25日(日)~2012年11月29日(木)5日間 ■最少催行人員:10名 ■添乗員同行: 同行しませんが現地係員がお世話します。■申込締切日:2012年10月19日(金)ただし満員になり次第締切ります。

同行しませんが現地係員がお世話します。 ■申込締切日: 2012 + 10万19 日、307に2012 年 10万19 日、307に2012 年 10万19 日 307に2012 日 307に2012

### ■旅行代金に含まれないもの

上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。

」の統分の組代・証紙代有効制限5年のもの 注 11,000 有効制限 10年のもの: ¥16,000 名の ②個人的性格の費用: 飲物代、クリーニング代、電話代など ③手荷物超過料金 ④傷害、疾病に関する医療費 ⑤任意の海外旅行傷害保険料■旅券・査証について:

(1)旅券(パスポート): 2013年5月27日以降まで有効な旅券が必要です。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうか の確認、旅券申請等はお客様の責任で行ってください。お客さまのご希望により別途渡航手続代行料金をいただいてお受けす

の確認が、MCグイのほういとは、MCグイのでは、MCグイのできます。

(2)査証(ビザ):ミャンマーの査証(¥3,000)が必要です。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券 査証申請はお客様の責任で行ってください。なおこれらは、お客さまのご希望により別途渡航手続代行料金をいただいてお受 □ → 中部にいる日本の発生では、できます。 \*上記旅券、査証について日本国籍以外の方は自国・渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。

### ■渡航手続代行料金

この旅行の参加にあたっては、旅券、ミャンマーの査証、各国の出入国記録書および日本の税関中告書が必要ですが、当社で それらの作成手続きを代行する場合の料金は下記のとおりです。代行を希望される場合はお申し出下さい。

(1) 旅券申請書類の作成代行 4,200円

航手続き代行料金がかかります。

- (17) 記分中部書類の打探が引き、2001日 (28) 出入国記録書作成代行および旅券・査証の有効性確認 4,200円 (3) 日本の税関申告書の作成代行 1,050円 (4) 査証申請書の作成と必要書類の確認ならびに取得代行 8,400円

(5%) が含まれております。除券印紙代(有効期間 10年: 16,000円、5年: 11,000円)等は含まれております。\*上記金額には、消費税(5%)が含まれております。除券印紙代(有効期間 10年: 16,000円、5年: 11,000円)等は含まれておりません。 \*弊社にて出入国記録書・税関申告書・査証書類等を作成後に旅行の取消をされた場合は、旅行本体の取消料の他に、上記渡

申込書に必要事項を記入の上、FAX もしくはご郵送ください。同時に参加申込金¥40,000 を所定の口座にお振込みください。 旅行代金残金は後日請求いたします。※申込金は、「旅行代金」「取消料」「違総料」のそれぞれ一部または全部として取 扱います。

お客さまがご旅行由込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているとおりをご記入ください。お客さま の各合とホバにIRITコルを書にの各合なのローマイを65人で行る時は肌等に65年級では「いるこのソビこの人ださい。の各合さ の氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、管泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお 客さまの交替の場合に準じて交替手数料(「■お客さまの交替」に記載)をいただきます。なお、運送・管泊機関により、 氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、所定の取消料(「■取消料のかかる場合」 に記載) を たします。 をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いい

- (2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金の お支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いい
- (3) a.熊行開始日に75歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助大使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (4) お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。 (5) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでい ただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とし
- ます。
  (6) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
  (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
  (2) 通信契約の申込みに関い、会員は申込みをしようさる「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有が財物」を未必せておおし、地方にきます。
- 対解限」等を当社にお申し出いただきます。
- 如朝殿 等を当社にが申し出いだごきます。
   ③適信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知を
   メール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
   ④適信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日と
   し、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

   ■お客様が出発までに実施する事項

海外危険情報について 接外危険情報について 接航先によっては、外務省「海外危険情報」等、圏・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際 に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ: http://www.pubanzen.mofa.go.jp」でもご確認ください。

### 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について

観光庁長官登録旅行業

(1)「十分注意して下さい」 通常通り催行いたしますが、当社にて渡航情報(危険情報)の書面をお受け取りください。契約成立後に取消された場合には、

所定の取消料をお支払いいただきます。 (2)「渡航の是非を検討してください」

当社にて適切な「危険回避措置」が誰じられると判断された場合に限り、原則催行いたします。その場合、当社は渡航情報(危 当社にく短切れ、地域回路措置」が第0分が20世間では北た勝田に取び、株が2世1が10分となる。この場合、当社は最初情報へは 映情報)並びに、危険回避措置に関する説明を行い着面を交付いたします。書面を受け取り説明を受けた時点での契約解除は取 消料を収受いたしませんが、一旦ご了解いただいた後の契約解除の場合は、所定の取消料をお支払いいただきます。渡航中に当 該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。

(3)「渡航の延期をおすすめします」「退避を勧告します」 催行を中止いたします。

保護衛生について 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ:http://www.forth.go.jp/でご確認ください

# ■旅行代金・追加旅行代金

■**Mrt7で並・海JJMrt7で近** 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1 人部 屋追加代金、②ビジネスクラス追加代金、③延泊による宿泊代金などをいいます。

### ■確定日程表

■曜止口性女 確定した航空機の便名や宿泊ホテル名(および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法)などが記載された確定 日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあり ます。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■申込金・旅行代金振込口座 三菱東京 UFJ 銀行 神保町支店 (普)1044223 近畿日本ツーリスト(株)

視察に関するお問合せ:BMB 研究会事務局

TEL:03-5605-0875 (http://www.binet.co.jp/abmb/)

# お問合せ・お申込先(旅行企画・実施)

近畿日本ツーリスト㈱第6営業支店

-(社) 日本旅行業協会正会員 総合旅行業務取扱管理者:山田 覚、飯野 正和、間野目 秀樹

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13F

TEL.03-6891-9306 FAX.03-6891-6406 「BMB 研究会ミャンマー/シンガポール最新事情調査団」係

担当:間野目 営業日・営業時間は月~金曜日の09:30~17:30です。(土日・祝日休) \*休業日と営業時間外の取消・変更のお申出には対応ができませんので、翌

- ■旅行契約内容・代金の変更 (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画に よらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合契約内容を変更することがあり

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除) お客様は下記の取消料を支払って旅行契約を解除する ことができます。

旅行開始日が*ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目から 31 日目までの取消	旅行代金の 10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目から 3 日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

\*ピーク時とは12/20~1/7、4/27~5/6、7/20~8/31をいいます。

①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。 ②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

# ■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

取得科(ルアル)・ウムは (地面) (の世間に入る地球は) スポップの一次 下記の場合は取消料はいただきません。(一部別示) ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1~8に定める事項をいいます。 ②旅行代金が増額された場合。 ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

### ■当社による旅行契約の解除

コエムへのは13×80〜800 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例示) ①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算して さかのぼって、23 日目(ビーク時は 33 日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。 ② 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき ③申込条件の不適合 ④病気、団体行動への支障その他によ り旅行の円滑な実施が不可能なとき。

### ■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限 国はもはないにある。自然の自治の自己とはに対ちるとうれたことのは自治の限りでしなか。またがのよりを関は1人人15万円(ただし、当社に放棄)又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)、また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

### ■特別補償

特別機同

学社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ関係な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として 2,500 万円、入院見舞金として入院日数により 4 万円〜40 万円、通院見舞金として通院日数により 4 万円〜40 万円、通院見舞金として通院日数により 2 万円〜40 万円、携行品にかかる損害補償金 (15 万円を限度)にだし、一個 又は一対についての補償限度は 10 万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に取り、「当旅行参加中」とはいたしません。

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に 応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追 加代金を加えた合計額です。

SOLVE CROSSCEDIUS C 2 8		
変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率(%)	
EX III WE WAS A SECOND CO.	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅	1.0	2.0
行の目的地の変更		
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
	4.0	0.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便へ の変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

# ■お客様の責任

お客様の放意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様 は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容に いて理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスに いて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービ ス提供者にその旨を申し出なければなりません。 ■お客様の交替

が各様は当任が単結した場合、父音に要する実質(下記参照)がよび手数料として1万円をお交払いい、より交替することができます。
(1) エコノミークラス利用の場合(上位クラスへ変更の場合も適用)また下記() はこども。
北米 (ハワイ含む)・中南米・ヨーロッパ(ロシア除く)・アフリカ・中東・・17,500(13,200)円
アジア(韓国除く)・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国・・10,000(7,500)円
韓国・・6,000円(4,500)円
(2) ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合全方面・・1,000円(大人・こども共通)

\* 航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

\* 新空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いだします。 **海外旅行保険について** 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります、また、事故の場合、加害者への賠償金 請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問 い合わせてまない。 ハ合わせください。

## ■お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、 万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等 のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。 免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。 ワシントン条約又は 国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

国内語法市により日本、ポラルシャルボルール **事故等の対申出について** 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

ない事情がある場合は、その事情がなくなり次発に通知くたさい。) **個人情報の取扱いについて**(1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、生年月日、 国籍、電話番号、バスボート番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
(2)当社およびご旅行をお申込いただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内に おいて当該機関等に提供いたします。

おいて当該機関等に提供いたします。
(3)当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供 させていただくことがあります。
(4)当社は旅行先でお客さまのお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを主産物店に提供するこ とがあります。この場合、お客様の氏名、バスボート番号及び搭乗される航空便等に係る個人データを、あらか じめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止 を希望される場合は、本バンフレット記載の連絡先まで出発前までにお知らせください。
(5)上記のほか当社の個人情報の取り扱いに関する方針については当社の店頭まだはホームページでご確認ください。

■美型型の面所存型へ動物性でついて

DLEGONGA/19社のMA/内容のMA/DAMA(RING)の19計についてはヨ社のMa球まだはハームページとご確認したさい。 **■募集が直廊所行業約約款について** この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方 は、当社に言語求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ http://www.knt.co.jp からもご覧になれます。 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法 第12条5により交付する契約書面の一部になります。 ハンフレット作成日 2012年8月17日 管理番号:04490000000-PHP 旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引長圧者です。このご旅行の契約等に関し、担当者 からの説明にご不明な点がございましたら、ご連慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

# 近畿日本ツーリスト株式会社 御中

別紙パンフレットに記載の旅行条件及び旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊機関等 その他への個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

FAX: 03-6891-9406

担 当:間野目行 (このままFAXしてください。なお着信をご確認ください。) ミャンマー/シンガポール最新事情調査団 ご参加申込書 この申込書は渡航書類を作成する基本データになります。もれなく正確に楷書でご記入ください。 お申込日: 月 日 フリガナ (名) 日本 男 煙 喫煙 国 籍 氏 名 その他( ) 女 草 禁煙 (漢字) (姓/Surname) (名/Given Name) ハ゜スポ゜ート 月 生年 西暦 年 日 Name 月日 平成 年) ( 大正 昭和 (ローマ字) フリガナ 現住所 電話番号: 会社名 部課所名 (英文) (英文) 職業 役職 所属先 (英文) Eメールアト・レス @ ブリック体で記入 弊社から連絡が可能な場合のみご記入ください フリガナ 携帯番号: 電話番号: 所在地 FAX番号: 氏名 続 柄 渡航中の 国内連絡先 (ご家族に 住所 限ります) 電話番号: 2013年5月27日以降も有効なパスポートをお持ちですか?

申込締切:10月19日(金)

パスポートの有無、 有効期間について	持っている <u>有効期間満了日:</u> 	<u>年月</u> パスポートの更	<u>日</u> 新予定がある場合	、必ず連絡をお願いいたします
	持っていないまたは申請中 申請予定:	月日	受領予定:	<u>月 日</u>
書類送付先	ご本人様( 勤務先	自宅) その	他 (	)

有効なパスポートをお持ちの方は下記に添付をお願いします。